

会議の内容

1	会 議 名	第2回習志野市成年後見センター設置検討委員会
2	開 催 日 時	平成26年10月15日(水) 午後1時30分～3時30分
3	開 催 場 所	仮庁舎3階 大会議室
4	出 席 者	審議会委員：福田委員(委員長)、土井委員(副委員長) 平野委員、田代委員、吉野委員、保坂委員 細野委員、篠塚委員、志摩委員 事務局：眞殿保健福祉部長、松岡保健福祉部次長 岡澤高齢者支援課係長 高齢者支援課職員(清水、須藤、角井)
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務連絡について <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員交代の報告 (2) 第1回検討委員会 会議録署名について (3) 第2回検討委員会 会議録署名について (4) 審議会委員名簿公開の承諾について 2. 第1回会議録の報告について 3. 市民後見人養成講座について 4. 参考資料紹介 5. 本市における成年後見センターの取り組みについて <p>議題1 事務連絡について</p> <p>(1) 委員交替の報告</p> <p>【事務局】 習志野市医師会の役員交代がありましたことから、成人保健及び介護保険の理事でいらした横山正樹医師より、平野智久医師へ委員が代わりましたことをご報告いたします。 なお、この場をお借りしまして、平野委員への委嘱状交付式を執り行わせていただきます。 市長に代わりまして、保健福祉部長眞殿より交付させていただきます。</p> <p>《委嘱状交付》</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>(2) 第1回検討委員会 会議録署名について 【事務局】 第1回本委員会会議録についてご報告いたします。 第1回会議録につきましては、志摩委員および篠塚委員に承認いただきましたことを、ご報告させていただきます。</p> <p>(3) 第2回検討委員会 会議録署名について 【事務局】 本日の第2回会議録につきまして、吉野委員および細野委員に後程ご確認いただき、承認を依頼したいと思いますのでご承知おきください。 《吉野委員、細野委員 了承》</p> <p>(4) 審議会委員名簿公開の承諾について 【事務局】 審議会等の委員名簿の作成及び公開について、委員の皆様の「性別」「職業」の公開につきましては各委員の同意が必要となっております。つきましては、事前に依頼させていただいておりますとおり、回答書をご記入いただき、ご提出をお願いいたします。</p> <p>議題2 第1回会議録の報告について 【事務局】 資料1に基づき、第1回会議録の公開について報告。</p> <p>議題3 市民後見人養成講座について (1) これまでの取り組み 【事務局】 資料2に基づき、募集経過、事前説明会開催について説明。</p> <p>(2) 第1回市民後見人養成講座の状況 【土井委員】 29名もの方から応募をいただき、9月20日に事前説明会を実施しました。そこで2名が辞退され、27名が講座を受講しております。 受講者の内1名の方は親族後見人、1名の方は税理士として実際に後見業務をやられている方であり、実務を勉強したいということで参加されました。 第1回は10月4日9時から17時半までという長い時間頑張ってくださいました。 先ほど事務局からお話が合ったように、カリキュラムを系列的に並ぶよう変更した方がよいと提案し、修正をして講座を行っております。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>今後は、明日認知症サポーター養成講座があり、その後、1か月に1回講座があります。</p> <p>12月から1月にかけては、後見人に同行して後見活動を見ていただき、レポートを書いてもらうという実習を考えており、その方法を検討しているところであります。</p> <p>この講座を成功させたいと思っているので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>【事務局】 なお、事前説明会と第1回養成講座で受講生に配布した資料は本日の資料としてお配りしております。</p> <p>市民後見人養成講座受講修了者には、後見業務などに実績のあるNPO法人等に登録していただき、研修を重ね、実務を担えるようになっていただいた後、後見人として活動できるよう準備してもらいたいと考えています。</p> <p>【福田委員長】 当初は、20名の募集に対して集まるかとの心配がありましたが、29名もの方が応募してくださり、関心が高いなと感じました。講座の内容や受講修了者の受け入れについてご質問ご意見等ありましたら発言をお願いします。</p> <p>【細野委員】 受講修了者の受け入れについてですが、NPO法人等へ登録していただくということですが、登録の要件については、既存の基準に当てはめるのか、もしくは独自の基準を持って登録するのか、そのあたりのお考えはありますか。</p> <p>【土井副委員長】 受講修了者が習志野市の後見センターに登録をしたいという人もいれば、NPO法人に入会したいという人もいるかもしれません。NPO法人に入会をしたいという方は、通常の手順を追って入会していただけたらと考えています。</p> <p>【福田委員長】 後見センターはNPO法人等に委託するということですが、法人の本体に委託をしていくのか、あるいは習志野市に特化した法人を新しく設置するのか、また会員になってからどうするのかということはこれから検討していく余地があるかと思えます。</p> <p>【篠塚委員】 2点質問があります。まず1点目に対象年齢ですが、70歳未満</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>で募集していましたが、74歳の方が受講されていることについて事務局の考えを伺いたいと思います。2点目に、市民後見人がこれから始まっていく中で、現在のところ受講修了者の受け入れはNPO法人等に委託をするというお話ですが、例えば社会福祉協議会等で市民後見人を受け入れていく考えがあるのか、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>【事務局】 まず1点目についてですが、当初、受講終了後に実際後見業務を受任するまでにはスキルアップを重ねていただく必要があるということ、また受任していただいたあと被後見人と長く関わっていただくことになることなどを踏まえ、受講対象者は70歳未満と設定しました。しかし、74歳の方から受講の申し込みがあり、その旨を説明した上でもぜひ受けたいという熱いご要望を受けまして、受講していただく運びになりました。</p> <p>【土井副委員長】 裁判所の考え方として、70歳以上の方が親族後見の申立てにきた場合、将来のことを考え、第三者後見人を提案されるようになっていきます。しかし、NPO法人等が市民後見人を監督し、責任を取っていくことができれば、後見人の方の年齢は関係ないと考えます。なぜなら、NPO法人等で受任することで担当者の変更が可能となるため、その方が、体力的能力的に受任困難となった場合には他の方と交代することができるからです。</p> <p>【吉野委員】 2点目の市民後見人の社会福祉協議会での受け入れについてですが、社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業においては、登録していただいている生活支援員が直接支援を行っています。市民後見人ではなく生活支援員という形での受け入れは可能だと考えています。</p> <p>【志摩委員】 後見センターを社会福祉協議会でやることについて内部で話し合い等は行われているのでしょうか</p> <p>【吉野委員】 話し合っておりますが、現実的な問題として受け入れ態勢、実施体制が整わないという課題があるため、現状での後見センター一実施は難しいと考えています。</p> <p>【福田委員長】 後見センターをNPO法人等に委託する運びとなった際にも、社</p>
---	-------------------------	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>会福祉協議会との連携が欠かせないと考えます。</p> <p>通常、首長申立てをして後見人が就く場合は、日常生活自立支援事業を受けているような方が、認知症状が重くなり、後見制度利用の必要で出てくる方が多いかと思ひます。そのように日常生活自立支援事業の利用者の中から市民後見人が必要な対象者の発掘、把握をしていただければと思ひます。</p> <p>また、税理士としてすでに後見業務をやられている方がいますが、今後、専門性のある方が市民後見人として活動をしていくということは、職能団体に登録するのではなく、市民後見人個人として受任をしていくこととなります。職能団体に登録する場合と市民後見人として活動する場合とでは、ルートを区別していくということが必要になるかと思ひます。</p> <p>【事務局】 次回の委員会開催が 2 月となりますので、フィールドワークについて、現段階での予定をお願いします。</p> <p>【土井副委員長】 フィールドワークについては会員一名に受講生一名の同行を考えています。対象は高齢者、知的障がい者、精神障がい者、生活形態は施設、病院、在宅といったパターンがあるので、それらの組み合わせを考えて実習に行っていただければと思ひます。11 月 22 日の講座の際に会員の予定を伝え、どの日程で参加したいか受講生から希望を取りたいと思ひています。会員と受講生で日程の打ち合わせをし、一日に 3 か所くらい回れる体制を取りたいと考えています。</p> <p>被後見人となる方は、受講生の方とはまったく違う人生を歩んでいる方だと思ひます。そのことに気づき、自分の人生を押しつけずに、相手が生きている人生の手助けをするということがどういうことなのか考えてもらえるようなフィールドワークをさせたいと思ひています。</p> <p>【田代委員】 市民後見人が求められる案件は、在宅で生活している人で、地域に住む身近な人が見守り支える必要のある方だと思ひますが、フィールドワークでは在宅の方の支援に多く同行していただくことは可能でしょうか。</p> <p>【土井副委員長】 病院、施設、在宅の割合は、会員と受講生の希望にもよるので、選んでもらうつもりです。</p> <p>在宅の方に同行することを増やすのは難しいですが、3 パターンをやってもらうという組み合わせが必要なのではないかと思ひ</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>っています。</p> <p>【福田委員長】 貴重なご意見でした。専門職が後見受任しているのは施設に入所している方が圧倒的に多いですが、市民後見人について考えると在宅の方の受任が増えてくると思います。受講生の方が同行するには本人に格段の配慮が必要ですので難しいとは思いますが、在宅支援に1度は同行できるよう計画していただきたいと 思います。受講生の方は職業も様々で、どこに重点を置いて講座を行えばよいか難しいと思いますが、こういうところに重点を置いた方が良いという助言があればお願いしたいと思 います。</p> <p>【土井副委員長】 市民後見人のテキストを読んでいるだけでは不十分で、どのように本人と付き合っていくかが大事となってきます。講座を受講して、フィールドワークで施設を訪ね、本人と会って感じる こが重要だと思うので、どういう気持ちで後見活動をしていくのかを伝えていきたいと思っています。この短時間では細部を教えることはできませんが、いつでも疑問に答えられるような体制を作りたいと考 えています。</p> <p>講座を受講すれば、案件を受任し、後見活動することはできるようになると思います。しかし申立ての前段階の相談が来た場合、依頼人とどう接触していくかということ を踏まえて考えなくてはなりません。また、死後の取扱いが決まっていないことも受講者が困惑する点だと思います。後々受講者が困らないように可能な限り講座の中で伝えて いきたいと考えています。</p> <p>【福田委員長】 限られた講座の中で、手続き面だけではなく、どうすれば本人がより良い生活が送れるかを隣人の視線で見出していけるように講座の中で伝えていきたいと思 います。</p> <p>市民後見人は後見活動をするだけでなく、地域で後見を必要としている人を発掘し、利用に結び付けていけるような、後見制度を広めていくメッセンジャーの役割も担って いただけることを期待しています。そうして後見制度を使いたいという方がさらに増えていただければと思います。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p style="text-align: center;">議題4 「権利擁護センター等」の具体化に向けて</p> <p>【福田委員長】 次に、後見センターの設置につきまして、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料3に基づき、後見センターが実施している事業、運営体制、関係機関との連携状況について説明。</p> <p>【田代委員】 自治体によって持たせている機能やレベルが違うと感じています。</p> <p>【福田委員長】 習志野ではどのような機能を持たせるかということを検討していきたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>【平野委員】 医師会は、後見センター設置にあたりどのような参加の仕方をしていくべきでしょうか。どのような期待をしているのかお伺いしたいです。</p> <p>【事務局】 後見センターを設置した時に、専門職の立場からアドバイスをいただきたいと考えています。また、後見審判申立てにはかかりつけの主治医の意見書が必須であるため、そのことを医師会の皆様に伝えていただき、後見制度についても広めていただきたいと思っています。 病院受診をする高齢者が多い中で、受診時に後見制度の利用が必要だと察知していただける医師が増えていただき、病院関係者からも適切な相談機関や後見センターにつなげていただきたいと考えています。</p> <p>【平野委員】 専門職としてのアドバイスとはどのようなことですか。</p> <p>【福田委員長】 運営委員会では、後見センターが受任している個別のケースについて検討をしたり、重要な事項について決定したりすることがありますが、そのような場合に、在宅継続できるかということや、手術が必要かのアドバイスをいただくこともあるかと思っています。</p>
---	---	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【土井副委員長】 実務の中で非常に困るのが、身寄りのない方の医療行為の同意を求められることですが、後見人が医療同意をすることはできません。しかし、身寄りがいなければ動かなくてはいけないこともあるので、そのような場合等に医師にご相談したいと思います。</p> <p>【保坂委員】 障がいを持っている方の高齢化も進んでいる中で、家族以外の後見人が必要となってきています。また、家族と本人の利害関係が対立することが多いため、第三者後見人の必要性を感じているところでもあります。障がい者の相談機関が後見センターとの連携を取っていくことができれば、後見制度の普及啓発が進んでいくかと思えます。</p> <p>【福田委員長】 貴重な意見が出たところで、議題5に入りたいと思います。</p> <p>議題5 本市における成年後見センターの取り組みについて</p> <p>【事務局】 平成27年度の予定について、資料4に基づき説明。</p> <p>【細野委員】 相談者の自宅を訪問していただいたり、月2回の相談日以外にも随時相談をさせていただいたりすると、後見センターとの連携が取りやすくなると思えます。</p> <p>【土井副委員長】 本人宅や地域包括支援センターへも訪問するべきと考えています。この制度は、受任前の相談段階から動いているものですので、相談を受けてから受任するまでの間も柔軟に対応できるような後見センターにしていきたいと考えています。また、その相談を受けられるような市民後見人の養成を行うべく、フォローアップなどで対応していきたいと思っています。 地域包括支援センターでは対象者を把握しやすいため、申立てについての方針を一緒に立てたり、キーパーソンを紹介していただいたりするなどの連携を取っていただけると良いと思えます。</p> <p>【保坂委員】 障がい者の方から相談があった場合は、家族にも後見制度についてご理解いただいた上で、後見センターに繋げるという流れを取りたいと考えます。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 受理する相談種別等については後見制度に関する相談と後見等申立てに関する相談、この二つで良いでしょうか。 後見人に対する養成・支援については、親族後見人や市民後見人への助言が含まれていますが、親族後見人等からの相談に応じるというのは重要な機能だと思います。</p> <p>【事務局】 市民後見推進検討委員会報告書では、後見センターに求める機能の一つとして人権擁護に関する相談支援を明記させていただきましたが、これについては見直し、後見制度に関する相談と後見申立てに関する相談の機能を持たせたいと考えているところです。</p> <p>【吉野委員】 電話相談も実施するという考えで良いでしょうか。また、各地区を巡回して相談が可能であれば良いと思います。</p> <p>【事務局】 定例開催日は電話相談も受けられるように検討しています。設置場所は市の中央で考えていますが、巡回相談については今後検討して取り決めたいと思います。</p> <p>【福田委員長】 権利擁護を必要とする要支援者を紹介するというのが、市町村行政との連携の一つであります。担当課でも直に権利擁護を必要とする方の相談を受けていると思いますが、その方も後見センターに繋げていただけるということで良いでしょうか。</p> <p>【篠塚委員】 日頃の相談の中で後見制度の利用が必要な方の相談を受けた場合は、後見センターの窓口を積極的に周知していきたいと思えます。虐待事案で緊急性があれば、手続きについて相談させていただく場合もあるかと思えます。</p> <p>【福田委員長】 首長申立て機能については引き続き市が担当していくことになりますか。</p> <p>【事務局】 当面は担当課で首長申立てを行っていくことになるかと思えます。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 首長申立てが必要となるような申立者がいない方の受け皿として市民後見人がいると思うので、首長申立てを市で担当するとしても、市民後見人候補者として法人を挙げていただき、後見センターの受任に繋げるということを検討していただきたいと思います。</p> <p>【事務局】 後見センターは来年度より、一部の機能を持たせて試験的な取り組みを開始したいと考えています。運営形態につきましては、委託業務として実施し、公的な場所を確保し、月2回の相談日に二人程度を配置し、相談業務に取り組む予定であります。併せて、市民後見人養成講座の継続、フォローアップ研修の実施など、皆様にご賛同いただけましたら準備に入っていきたいと考えています。</p> <p>【福田委員長】 よろしく願いいたします。この先も運営を継続していけるよう、後見センターの実績を積んでいきたいと思います。本日の議題は以上となります。事務局より連絡事項ありましたらお願いいたします。</p> <p>【事務局】 次回の開催を平成27年2月5日と予定しておりましたが、複数の委員からご欠席のお話をいただきましたので、日程を調整する必要が出てまいりました。つきましては、皆様から2月のご予定を伺い、調整したうえで改めて第3回検討委員会の日程をご連絡させていただきたいと思います。</p> <p>【福田委員長】 それでは、第2回習志野市成年後見センター設置検討委員会を終了いたします。 本日は長時間お疲れ様でした。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所管課名：保健福祉部高齢者支援課 電話番号：047(451)1151 内線318</p>